

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2013年2月)

【公共サービスの調達で「社会的価値」を検討することを自治体に義務付け】

2013年1月、「2012年公共サービス(社会的価値)法(Public Services (Social Value) Act 2012)」が施行された。同法は、2010年6月30日に保守党のクリス・ホワイト下院議員が「議員提出法案(Private Member's Bill)」として国会に提出し、2012年2月に成立、同年3月に女王の裁可を受けた。「議員提出法案」とは、政府で大臣職に就いていない議員(こうした議員は「一般議員(backbenchers)」と呼ばれる)が国会に提出する法案の総称である。一般に、「議員提出法案」は、国会での審議時間が十分に与えられないかまたは全く与えられないため、成立に至ることは稀である。しかし、議員からも国民からも強い反対意見が上がらない内容である場合、議員提出法案であっても成立することがあり、「2007年持続可能なコミュニティ法(Sustainable Communities Act 2007)」などがその一例である。

「2012年公共サービス(社会的価値)法」の適用範囲はイングランドとウェールズのみであり、スコットランドと北アイルランドには適用されない。同法は、両地域の地方自治体を含む公共団体¹に対し、公共サービスの提供を外部組織に委託する場合、その準備段階で、それが地域での社会的価値(social value)及び環境面での改善につながるかどうかを検討することを義務付けている。加えて、公共サービスを外部から調達する計画について、一般住民や専門家などから意見を聞くためのコンサルテーション(意見集約作業)を実施するかどうかを検討することも義務付けている。しかし、実際に公共サービスの提供業務を外部組織に委託する際、コンサルテーションの結果を考慮に入れることは義務付けていない。

同法は、EU法を含む公共調達に関する現在の法的枠組みを変更・修正するものではない。しかし、少なくとも、◎公共調達の契約の社会的価値、◎自治体等による調達を通して社会的価値を創出することに関して、社会的企業(social enterprises)やボランティア部門の組織が果たすことができると考えられる役割——について検討することを地方自治体の調達業務に関与する者(自治体職員及び地方議員)に対して法的に義務付けたことで、正しい方向への第一歩を踏み出した法律であると認識されている。しかし、同法は、「社会的価値」の定義を示していないため、かなりの程度、自治体に解釈の余地が与えられている(これとは対照的に、前労働党政権下で導入された地方自治体の業績評価制度「ベストバリュー制度」では、何が「ベストバリュー」にあたるかが法律で明確化されていた)。

英国政府は、これまでに、政府の省や執行機関などに向けて、社会面及び環境面の問題の改

¹ 地方自治体のほか、中央政府の省(ただしウェールズ政府の省は除く)、国民医療サービス(National Health Service、NHS)及び消防・救助サービスの機関などを含む。

善を考慮に入れた公共調達の方法に関するガイダンスを発行している。それぞれのガイダンスの表題は、「公共調達における社会的問題(Social issues in purchasing)」(2006年2月発行)、「公共調達における環境面の問題に関する共同文書(Joint note on environmental issues in purchasing)」(2003年10月発行)である。また、2010年5月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権である現政府は、2011年9月、ベストバリュー制度の対象自治体の法的義務を掲げた「ベストバリュー制度下での法的義務に関するガイダンス(Best Value Statutory Guidance)」と題する文書を発表した。同文書では、ベストバリュー制度の対象自治体が、公共サービスの提供において、特に社会的価値の創出について考慮する義務を有することが明記されていた。

「2012年公共サービス(社会的価値)法」の自治体への影響 — 高齢者向け食事宅配サービスを例に

本欄では、「2012年公共サービス(社会的価値)法」が自治体による公共サービス調達の決定にどのように影響を及ぼすかについて説明する。例えば、外部組織への委託によって高齢者向けに食事の宅配サービスを提供することを計画している自治体は、これが社会的価値の創出につながるかどうかを検討しなければならない。自治体は、この検討作業のためにコンサルテーションを実施し、食事宅配サービスの利用者となると考えられる高齢者及び同サービスに関心のあるその他の住民、また同サービスの委託先候補である企業・団体などの意見を聞いてもよい。コンサルテーションの結果、例えば高齢者の多くが孤独や社会的孤立に苦しんでいることが分かった場合、こうした問題に対処するため、当初の計画を変更し、送迎付きで地域の市民センターで高齢者に食事を提供することが自治体内で提案される可能性もある。また、コンサルテーションの結果を受けて、地域の国民医療サービス(NHS)の機関から、「市民センターでは健康相談や予防接種等の医療サービスが提供されるため、食事の提供場所になれば、高齢者が医療の専門家に接する機会を持つことにもつながり、彼らにとって有益である」との意見が出ることも考えられる。こうした意見を考慮した結果、自治体は、最終的に、食事の宅配という当初案を修正し、地域の市民センターで高齢者に食事を提供するサービスを外部組織に委託することを決定するかもしれない。